

聖籠町育英資金貸与制度のご案内

町では、将来を担う人材育成を目的として、大学から各種専修学校までの幅広い学生を対象に予算の範囲内で育英資金の貸与制度を設けています。

令和7年度貸付を次のとおり募集しますので、ご希望の方は申込期間内にお申し込みください。

育英資金は返済が必要な奨学金です

- ・学生自身が借り、返還するものです。

育英資金は、「もらう」ものではなく、学生自身が「借りる」ものです。

保護者ではなく学生本人が、卒業後、返還していく義務を負います。

- ・借りすぎに注意してください。

育英資金の必要性、返還の時の負担などを十分に考慮し、学資として必要となる適切な金額を借りるようにしてください。

- ・次の世代へ引き継がれます。

学生が卒業後に返還するお金が次の世代の育英資金として使われます。

■貸与の額

①貸与月額

自宅からの通学…4万円以内、自宅外からの通学…6万円以内

②一時金（入学年度に限る）

大学…50万円以内、短期大学・高等専門学校・各種専修学校…30万円以内

■貸与を受けることができる方

次の事項すべてに当てはまる方の中から、予算の範囲内で貸与します。

①聖籠町に住所のある方の子弟

②大学、短期大学、高等専門学校、各種専修学校の専門課程の入学生又は在学生

③経済的理由により修学が困難な方（父及び母又は後見人の収入・所得が、別紙家計基準以下である方）

④聖籠町育英資金の貸与を一度も受けていない方

⑤（独）日本学生支援機構・地方公共団体等の他の貸与型奨学金を受けていない方、または受ける予定のない方（給付型奨学金との併用は可能となります。）

■ 申込手続

1 申込期間

令和7年2月3日（月）から3月31日（月）まで

2 申込先

子ども教育課（役場3階）

3 提出書類

- ①育英生願書、②世帯全員分の住民票謄本、
- ③父及び母又は後見人の収入等に関する書類

給与所得者 令和6年分の源泉徴収票の写し
事業者 令和6年分の確定申告書の写し
年金受給者 年金の源泉徴収票、支払通知書等の写し

※兼業農家等で給与収入と事業収入がある場合は、源泉徴収票及び確定申告書の写しの提出が必要です。

※願書の提出にあたり、連帯保証人が2人必要です。うち1人は町税等に滞納がない父又は母、もう1人は別世帯の成人の方となります。

■ 育英生の決定

教育委員会で選考を行い、3月末頃に可否の決定を通知します。

※願書の提出日によっては、4月末の決定となる場合がございますので、予めご了承ください。

■ 育英資金の貸与時期

育英資金は、在学証明書の提出後年3回（4月、9月、1月の末日）育英生本人名義の預金口座に振り込みます。

（※在学証明書の提出は毎年度必要になります。）

■ 育英資金の貸与期間

貸与決定の月から卒業までの最短年度まで

■ 貸与期間中の届出等

この育英資金の貸与を受けている方や、これから貸与を受ける方は、原則として毎年4月15日までに在学する学校の「在学証明書」を子ども教育課へ提出しなければなりません。

また、卒業したとき、在学中に本人又は連帯保証人の住所・身元等に異動が生じたとき、休学・退学等をしたときは速やかに子ども教育課へ届け出てください。

■ 育英資金の休止及び廃止

育英生が休学又は長期欠席をした場合等は、育英資金の貸与を休止します。また、育英生として適当でなくなった場合は、育英資金の貸与を廃止します。

■育英資金の返還

育英資金は、貸与期間終了後1年間の猶予期間を置き、貸与額に応じた期間以内に年賦又は半年賦で返還していただきます。また、繰上返還をすることもできます。※利子は付きません。

(返還期間)

貸与総額	返還年数	
1,940,000円以下	10年	短大・専門学校等
1,940,001円以上3,380,000円以下	15年	大学(4年制)等
3,380,001円以上	20年	大学(6年制)等

■返還の猶予及び免除

進学や病気等の理由により、育英生が育英資金の返還をすることが困難であると教育委員会が認めた場合は、育英資金の返還を猶予します。

また、死亡又は心身障がい等の理由により、育英生が育英資金の返還をすることが不能であると教育委員会が認めた場合は、返還の一部又は全部を免除することがあります。

【お問い合わせ】

聖籠町役場子ども教育課

学校支援係

〒957-0192

新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

TEL：0254-27-2111（内線312）

以下の育英資金家計基準により算出される「認定所得金額」が、「所得基準額」以下となる方が貸与の対象となります。

育英資金家計基準

1 所得基準額

所得基準額は、次の「所得基準額表」の世帯人員（申込者本人を含む同一生計を営む者の人数）に対応する額とする。

所得基準額表

世帯人員	所得基準額
2人	282万円
3人	328万円
4人	355万円
5人	382万円
6人	402万円
7人	422万円
8人	442万円

※9人以降は1人につき20万円を加算

2 認定所得金額

認定所得金額は、下記3の所得金額（父母等の所得金額の合計）から下記4の特別控除額を控除した金額とする。

3 所得金額

所得金額は、父母等の所得の種類により、次の①及び②により算定した額を合計した額とする。（父母それぞれ算定し、1万円未満は切り捨てる。）

①給与所得の場合 【所得金額＝以下の表により算定される額】

収入金額	所得金額
330万円未満	0円
330万円以上 401万円未満	収入金額×0.8 - 263万円
401万円以上 879万円未満	収入金額×0.7 - 223万円
879万円以上	収入金額 - 486万円

②給与所得以外の所得の場合 【所得金額＝収入金額－必要経費】

4 特別控除額

特別控除額は、次の特別控除額表の事由に対応する控除額を合計した額とする。

特別控除額表

事由		特別控除額		
就学者分控除 (本人を除く 就学者1人につき)	小学校	8万円		
	中学校	16万円		
		自宅通学	自宅外通学	
	高等学校	国公立	28万円	47万円
		私立	41万円	60万円
	高等専門学校	国公立	36万円	55万円
		私立	60万円	80万円
	大学	国公立	59万円	102万円
		私立	101万円	144万円
	専修学校高等課程	国公立	17万円	27万円
私立		37万円	46万円	
専修学校専門課程	国公立	22万円	62万円	
	私立	72万円	112万円	
本人分控除	高等専門学校	国公立	28万円	47万円
		私立	41万円	60万円
	大学	国公立	28万円+授業料	72万円+授業料
		私立	44万円+授業料	87万円+授業料
	専修学校専門課程	国公立	20万円+授業料	60万円+授業料
私立		37万円+授業料	76万円+授業料	
母子・父子世帯		49万円		
障がい者		1人につき86万円		
長期療養者		療養のため経常的に特別に支出した年間金額		
家計支持者の別居		別居のため特別に支出する家賃・光熱水費等の年間金額(71万円を上限とする)		
火災・風水害等による被害		収入減又は支出増となった年間金額		

※長期療養者、家計支持者の別居、火災・風水害等による被害に係る特別控除額については、それぞれ1万円未満を切り上げる。

※本人分控除欄の「授業料」とは、貸与開始時において在学している学校の授業料年額(入学金、施設整備費、実習費等を除く。)である。